

第三者委員会のあり方を論じる場合の課題

2019年（令和元年）9月13日

横山委員代理 弁護士 渡部 吉 泰

弁護士として事件に関わったり、委員として活動した経験その他当事者、弁護士、学者との議論の結果などから考えたことを記載します。

- 1 第三者委員会制度確立の背景とあり方
 - *契機となった大津いじめ事件と第三者委員会
- 2 学校による初期調査の充実
 - *学校が真摯に調査を行うことによってそれを引き継ぐ第三者委員会の調査はより充実したものになり、且つ、効率的な調査が可能となる。
- 3 第三者委員会の設置について
 - ・被害者・遺族の意向の重視？ 再調査事案の教訓？
- 4 第三者委員会の委員の選任
 - ・事実調査、整理の重要性—弁護士の役割の大きさ
 - ・選任手続 被害者・遺族の意向の重視：「中立公正」と対立しないと考える。もちろん、市教委の意見も考慮する。
 - *教育委員会の付属機関の活用の問題点：独立性
- 5 事務局体制
 - ・市長部局への委嘱？
- 6 委員会の運営
 - ・公開非公開 委員のみの討議
 - ・被害者・遺族への説明の充実
 - *被害者・遺族の信頼を得るため→より事実に向けるために必要な事柄
 - *被害者・遺族のエンパワメントのため
- 7 委員会の調査について
 - ・第三者委員会立ち上げまでの被害者・遺族と学校・教委とのやりとりの内容等（事後対応）を把握することの重要性
 - ・法的責任を問う調査ではなく、教育の現場に返すための調査
 - ・調査の目的
 - ① 被害者・遺族の何があたかを知りたいという切実な思いに応える
 - ② 事件が提起する諸課題にどう対処するか（防止対策推進法 28 条の中に記載がある）
 - ⇒いじめ事案への対処及び同種事案の再発防止
 - ・十分な調査の確保に必要なものは何か
 - ・被害者・遺族の意向の重視→遺族の意見は学校・行政の報告と等価、両者を比較検討することで、より事実に向けることができる。

8 報告書の実効性確保

* 報告書の内容の周知徹底→実効的再発防止の実施にとって不可欠

* 報告書が出た後の諸課題への対応をどう進めるか

* 学校と被害者・遺族との信頼回復→対話

9 委員への報酬

学校、いじめ問題に詳しい専門家の確保→充実した調査の確保

* 国の補助？

10 今後の作業

① ヒヤリングの実施 当事者（被害者、遺族）、委員経験者、有識者

② 実態調査（資料1）